

# 今後の法改正を見据えたパーソナルデータ流通基盤の活用に関する説明会

2020年7月7日  
株式会社NTTデータ

オンライン記者会見用の特設ページより講演資料や写真等のダウンロードが可能です

The screenshot shows the NTT Data website with a navigation bar at the top containing links for DATA INSIGHT, サービス, 業種別ソリューション, お客様事例, 企業情報, IR情報, and ニュース. The main heading reads: 「今後の法改正を見据えたパーソナルデータ流通基盤の活用に関する説明会」のご案内. Below the heading is a paragraph of introductory text. A table provides details about the seminar, including the title, organizers, date, time, and location. At the bottom of the table, there are three bullet points providing additional instructions for attendees.

関係概要	
タイトル	今後の法改正を見据えたパーソナルデータ流通基盤の活用に関する説明会
登壇者	金融事業推進部 デジタル戦略推進部 企画担当 課長 花谷 昌弘 社会基盤ソリューション事業本部 デジタルソサイエティ事業部 課長 作田 豊
日時	2020年7月7日 (火) 13:30-14:30
会場	オンライン配信
資料	講演資料 (開催当日の13:15からダウンロード可能となります)

※参加には事前のお申し込みが必要です。出席のご連絡をいただいた方に、参加に必要なアクセス情報（接続先URL、ミーティングID、ミーティングパスワード）をご案内します。  
※ネット配信サービス「Zoom」を利用します。  
※お客様の環境や回線状況により、再ログインが必要になることや、画面がフリーズし、ご視聴いただけない場合もございます。あらかじめご了承ください。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/seminar/2020/070700/>

## ZOOMによる視聴ができない場合

説明会中に映像が見えない等の不具合が発生した場合以下の手順でご対応ください

①以下のページより、講演資料をダウンロードください。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/seminar/2020/070700/>

②以下の番号にお電話いただき、アクセスコード等を入力ください。

お手元の資料をご覧ください、登壇者の説明をお聞きください。

・03-5050-1391 or 03-6634-4973 へ電話 ※通話料金が発生します。

・ミーティング番号 (アクセスコード): 166 084 1744

・参加者コード：不要

③司会よりアナウンスがありましたら、質問がある方は案内に従いご質問ください。

# 第一部

## 個人情報保護法の改正と 新型コロナウイルス対応へのパーソナルデータの活用

# 自己紹介

株式会社NTTデータ  
金融事業推進部  
デジタル戦略推進部 部長

## 花谷 昌弘



1996年

入社

1996年～

マレーシア政府電子調達プロジェクトなど、おもにシンガポール、マレーシアでの海外案件に従事

2004年～

国税庁営業を担当（2012年まで）

2009年～

社内の共通番号ワーキンググループ事務局として、共通番号に関する新規ビジネス創発を主導

2013年～

マイナンバービジネス創発ワーキンググループに改組して、主に民間利活用に関する新規ビジネス創発を主導

2016年～

個人情報の流通を促進するパーソナルデータビジネス、ブロックチェーンビジネスに従事し、新しいビジネスを創発するラボの立ち上げを行う

2018年

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議  
データ連携基盤サブWG 委員  
MyData Global 個人会員

2019年

「情報銀行のすべて」出版

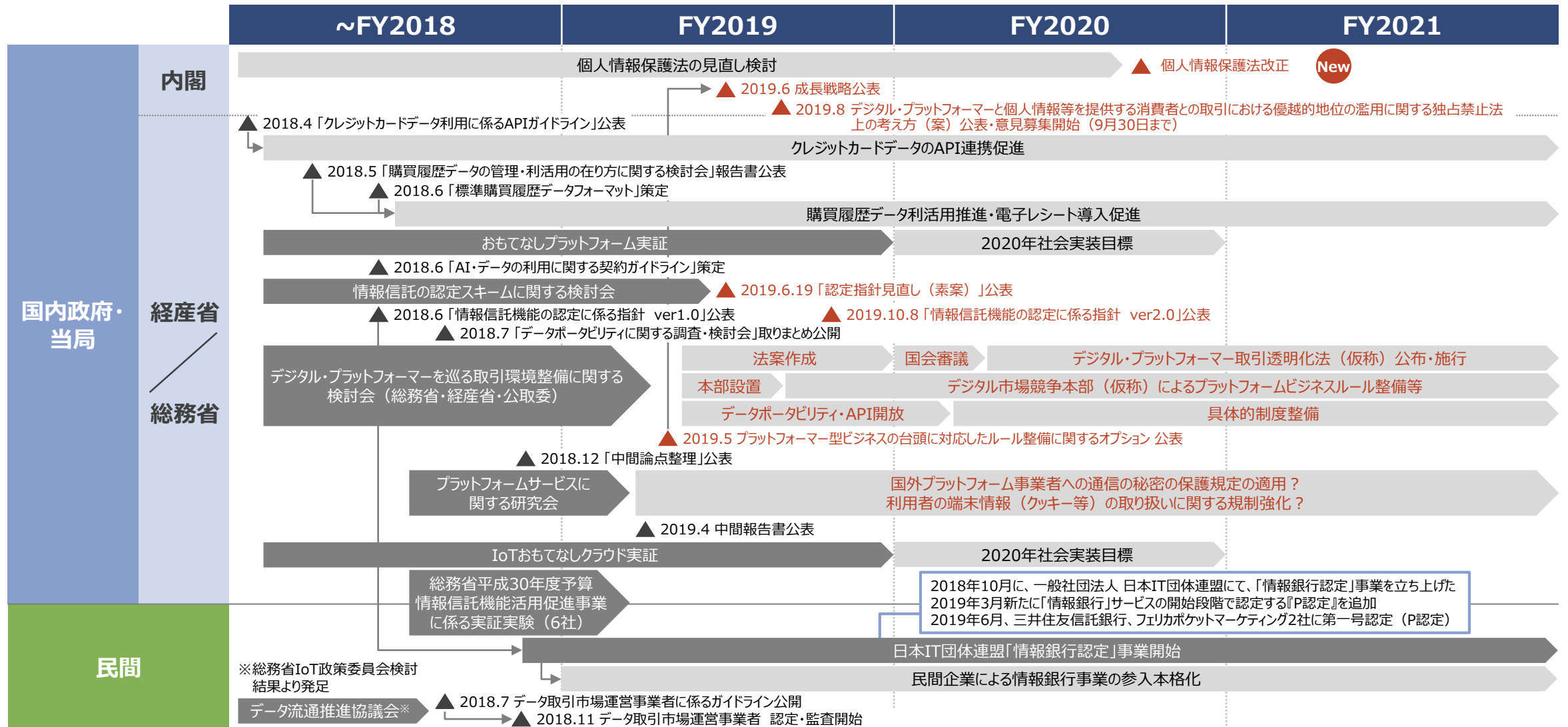
# 目次

1. 世の中の動き（日本）
2. 世の中の動き（欧州・中国）
3. 企業がやらなければならないこと
4. 新型コロナウイルス対策とパーソナルデータ
5. “新しい生活様式”と情報銀行
6. MesInfos Japan
7. まとめ

# 世の中の動き (日本)

# 日本政府の取り組みスケジュール

実施事項 ▶ 予測事項 ▶





# 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」公表（1/3）

公正取引委員会は、**デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化**した「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を作成・公表した（2019年12月17日）

## 適用対象

消費者にサービスを提供し、消費者から個人情報等を取得する  
デジタル・プラットフォーム事業者※1による行為

- 「デジタル・プラットフォーム」は、情報通信技術やデータを活用して第三者に**オンライン**のサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成し、**いわゆる間接ネットワーク効果が働く**という特徴を有するものをいう
- 「デジタル・プラットフォーム事業者」とは、オンライン・ショッピング・モール、**インターネット・オークション**、**オンライン・フリーマーケット**、**アプリケーション・マーケット**、**検索サービス**、**コンテンツ（映像、動画、音楽、電子書籍等）配信サービス**、**予約サービス**、**シェアリングエコノミー・プラットフォーム**、**ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）**、**動画共有サービス**、**電子決済サービス**等であって、**上記の特徴を有するデジタル・プラットフォームを提供する事業者**をいう

考え方（案）では ※1「デジタル・プラットフォーム」

情報銀行もデジタルプラットフォームになり得ると思われる	デジタルプラットフォーム（例）	デジタルプラットフォーム（例）	第三者（例）
オンライン・ショッピング・モール	楽天、ヤフー、NTTドコモ、カカコム		店舗
アプリケーション・マーケット	Apple、Google		アプリ提供企業（ソフトウェア会社等）
検索サービス	ヤフー、Google		広告主
コンテンツ配信サービス	NTTドコモ、アマゾン、Hulu、Netflix		コンテンツ主
ソーシャル・ネットワーキング・サービス	Facebook、Twitter、LINE		広告主、個人情報の第三者提供先企業
就職・転職マッチングサービス	リクルートキャリア、マイナビ		求人掲載企業
飲食店情報提供サービス	食べログ、ぐるなび		飲食店
不動産情報提供サービス	リクルート住まいカンパニー、NTTデータ スマートソーシング（HOME4U）		不動産会社

### 出典

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を元にNTTデータ経営研究所にて加工・編集

※ 青字は、「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」との差異部分

# 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」公表（2/3）

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」において、濫用行為となる行為を6つに分類、それぞれの例が示された

## 濫用行為となる行為類型

※ 優越的地位の濫用として問題となるのは、以下行為に限られるものではなく、他の法令に違反しない場合であっても優越的地位の濫用として問題となり得る

### （1）個人情報等の不当な取得

	利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること	利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること	個人データ※2の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること	自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること
想定例	デジタル・プラットフォーム事業者A社が、個人情報を取得するに当たり、その利用目的を自社のウェブサイト等で知らせることなく、消費者に個人情報を提供させた	デジタル・プラットフォーム事業者B社が、個人情報を取得するに当たり、その利用目的を「商品の販売」と特定して消費者に示していたところ、商品の販売に必要な範囲を超えて、消費者の性別・職業に関する情報を、消費者の同意を得ることなく取得した※1	デジタル・プラットフォーム事業者C社が、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、サービスを利用させ、消費者の個人情報を取得※1した	デジタル・プラットフォーム事業者D社が、提供するサービスを継続して利用する消費者から対価として取得する個人情報等とは別に、追加的に個人情報等を提供させた
見解 事務局	利用目的ごとの同意や、第三者提供先ごとの同意など、個別に同意をとる方法がより望ましくなるものと思われる	利用目的に「商品の販売」とあっても、「マーケティング利用」「サービス向上」等の性別・職業が必要となる利用目的の記載もあれば、性別・職業の取得に問題は生じないと思われる		考え方（案）では ※1 提供させた ※2 個人情報

出典

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を元にNTTデータ経営研究所にて加工・編集

※ 青字は、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」との差異部分

# 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」公表（3/3）

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」において、濫用行為となる行為を6つに分類、それぞれの例が示された

## 濫用行為となる行為類型

※ 優越的地位の濫用として問題となるのは、以下行為に限られるものではなく、他の法令に違反しない場合であっても優越的地位の濫用として問題となり得る

### （2）個人情報等の不当な利用

#### 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること

想定例

デジタル・プラットフォーム事業者E社が、利用目的を「商品の販売」と特定し、当該利用目的を消費者に示して取得した個人情報を、消費者の同意を得ることなく「ターゲティング広告」に利用した。

デジタル・プラットフォーム事業者F社が、サービスを利用する消費者から取得した個人情報を、消費者の同意を得ることなく第三者に提供した

見解  
事務局

消費者が、サービスを利用せざるを得ないことから、**利用目的の達成に必要な範囲を超える個人情報**の利用にやむを得ず同意した場合には、当該同意は消費者の意に反するものと判断される場合がある。  
デジタル・プラットフォーム事業者が第三者をして、消費者から取得した「個人情報以外の個人に関する情報」と他の情報を照合して個人情報とさせ、消費者に不利益を与えることを目的に当該個人情報を利用させるために、「個人情報以外の個人に関する情報」を当該第三者に提供した場合等は、優越的地位の濫用として問題となる

#### 個人データ<sup>※1</sup>の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること

デジタル・プラットフォーム事業者G社が、**個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに**、サービスを利用させ、個人情報を利用した

考え方（案）では

※1 個人情報

出典

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を元にNTTデータ経営研究所にて加工・編集

※ 青字は、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」との差異部分

# 個人情報保護法改正案 法案成立（1/4）

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定。  
第201回通常国会にて成立、2020年6月12日に公布された。

## 1.個人データに関する個人の権利の在り方

	利用停止・消去等の請求要件の緩和	開示のデジタル化の推進	第三者提供時の確認記録義務の開示義務化	開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大	オプトアウト規制の強化
想定例	利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、 <b>個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する</b>	保有個人データの開示方法※について、 <b>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする</b> ※ 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている	個人データの授受に関する <b>第三者提供記録</b> について、 <b>本人が開示請求できるようにする</b>	6ヶ月以内に消去する <b>短期保存データ</b> について、保有個人データに含めることとし、 <b>開示、利用停止等の対象とする</b>	オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、 <b>①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする</b> ※ 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度
見解 事務局	自分の情報がみだりに使われることで不利益を被る場合として、例えば名簿屋に渡った個人情報を元に <b>マンションの勧誘電話</b> が来て迷惑である場合などが想定される（具体的には、個人情報保護委員会が作成するガイドラインや施行後の判例によって明らかになると思われる）	EUのGDPRの「データポータビリティの権利」では、個人データは個人のものであり、個人が自由に移動させる権利がある。日本の場合はあくまで開示請求権との考え方で違いはあるが、開示のデジタル化推進により、データ流通が促進されることは期待できる	<b>補足</b> 個人データの受領者が記録する事項に提供元／取得の経緯があり、その記録を本人が開示請求することができるようになった	<b>補足</b> オプトアウトでの第三者提供先がさらに第三者提供する場合、オプトアウトによる提供はできず、あらかじめ本人同意が必要	

出典 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」 概要資料

# 個人情報保護法改正案 法案成立（2/4）

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定。  
第201回通常国会にて成立、2020年6月12日に公布された。

## 2. 個人データに関する個人の権利の在り方

### 漏えい等報告及び本人通知の義務化

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する

※ 一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定

### 適正な利用義務の明確化

違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する

#### 補足

これまでは努力義務であったが、義務化される（業法で個別に報告義務があるものは従前通り）

#### 補足

以下が新設された。  
「（不適正な利用の禁止）第十六条の二  
個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

### 認定団体制度

認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする

※ 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする

#### 補足

例えば、情報銀行の認定を行うIT団体連盟が、情報銀行から提供されるデータを取り扱う部門を対象として個人情報の取扱いに関する苦情処理などの法第四十七条に掲げる業務を行う場合、IT連が国からの認定を受けることが可能となる

想定例

出典 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」 概要資料

# 個人情報保護法改正案 法案成立 (3/4)

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定。  
第201回通常国会にて成立、2020年6月12日に公布された。

## 4. データ利活用に関する施策の在り方

### 「仮名加工情報」の創設

イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する

想定例

仮名加工情報は、第三者提供できないことから、活用される想定としては、企業内のある部署が保有する個人データをもとに仮名加工情報を作成し、別の部署が当該仮名加工情報を用いて分析する場合が考えられる

事務局  
見解

### 端末識別子等の取扱い

提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける**

補足  
次頁にて、具体例を紹介

### 補足

仮名加工情報は、利用目的は本人に通知せず公表するのみでよいこと、元の個人データの利用目的を変更して利用することができること、本人からの利用目的の通知の請求の対象外となる。(仮名加工情報を元にした営業活動は禁止)

## 5. ペナルティの在り方

委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**

※ 命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金  
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
虚偽報告等：30万円以下の罰金  
→ 50万円以下の罰金

データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる (法人重科)**

※ 個人と同額の罰金 (50万円又は30万円以下の罰金)  
→ 1億円以下の罰金

出典 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」 概要資料

# 個人情報保護法改正案 法案成立（4/4）

2020年3月10日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定。  
第201回通常国会にて成立、2020年6月12日に公布された。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

### 域外適用の範囲の拡大

日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする

想定例

### 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める

見解  
事務局

### 補足

域外適用については、例えばサービスが日本国内のものに対して提供していてもデータ処理を国外で行うオンラインサービスなどの場合は今までは事実上実効的にはほぼ対象外だったが、今回の改正で罰則も含め法全体が適用対象となった

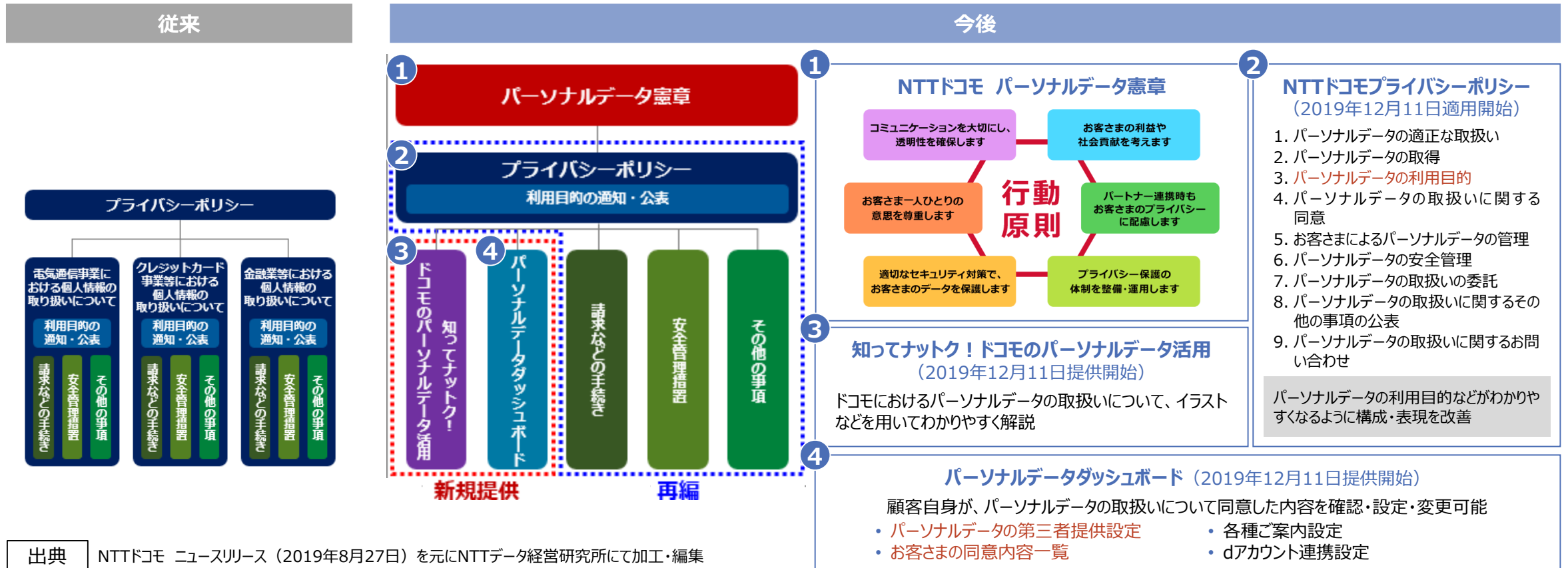
外国に提供するときに本人に提示する具体的な情報としては、個人情報保護法の有無や独立第三者機関の有無などが想定される

出典

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」概要資料

NTTドコモは、最適なプライバシー保護を実現し、顧客が安心してドコモのサービスができるよう、「NTTドコモ パーソナルデータ憲章」を2019年8月27日に公表。本憲章に定める行動原則にもとづき、「NTTドコモ プライバシーポリシー」を再編し、2019年12月11日に適用を開始

### プライバシーポリシーの体系図

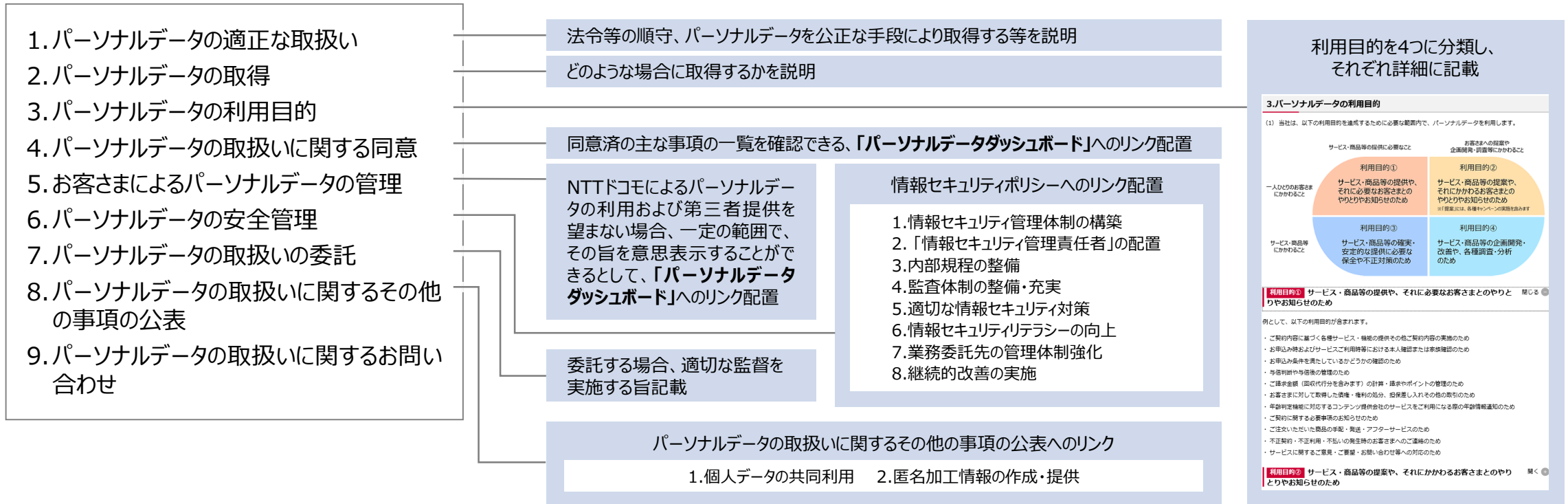


出典 NTTドコモ ニュースリリース (2019年8月27日) を元にNTTデータ経営研究所にて加工・編集



NTTドコモは、2019年8月27日の公表通り、2019年12月11日より「NTTドコモ プライバシーポリシー」の適用を開始。同時に、「パーソナルデータダッシュボード」と「知ってナットク！ドコモのパーソナルデータ活用」の提供を開始

### NTTドコモ プライバシーポリシーの概要



出典 NTTドコモ プライバシーポリシー

NTTドコモは、2019年8月27日の公表通り、2019年12月11日より「NTTドコモ プライバシーポリシー」の適用を開始。同時に、「パーソナルデータダッシュボード」と「知ってナットク！ドコモのパーソナルデータ活用」の提供を開始

### パーソナルデータダッシュボード

基本情報の提供先 ①

- ドコモグループ
- dポイント加盟店

利用情報の提供先 ①

- ドコモグループ

位置情報の提供先 ①

- ドコモグループ

医療健康情報の提供先 ①

- ドコモグループ

設定変更 ※サービスのご利用に必要なデータ提供は、変更できません

かんたんおすすめ設定 ● データの提供先と種類について、まとめて

個別詳細設定 ● データの提供先と種類について個別に

特典の提供元と種類に応じ「バリュー」「スタンダード」「ライト」から選択し、まとめて設定可能

提供先や提供する情報について個別に設定が可能

ご自身のデータの取り扱いに関する同意事項の確認はこちら

[「同意事項一覧」へ](#)

お知らせ、メルマガの受信設定はこちら

[「お知らせ配信の設定」へ](#)

お知らせ、メルマガの受信設定が可能

- 電話、郵送によるご案内
- 主な電子メール・SMSによるご案内（ドコモからのお知らせ、ご利用額確定のお知らせ、Myインフォメール、dマーケットメルマガ等）

ご自身のデータの提供先と種類の確認・変更はこちら

[「第三者提供の管理」へ](#)

dアカウントの連携サービスの変更はこちら

[「dアカウント連携設定」へ](#)

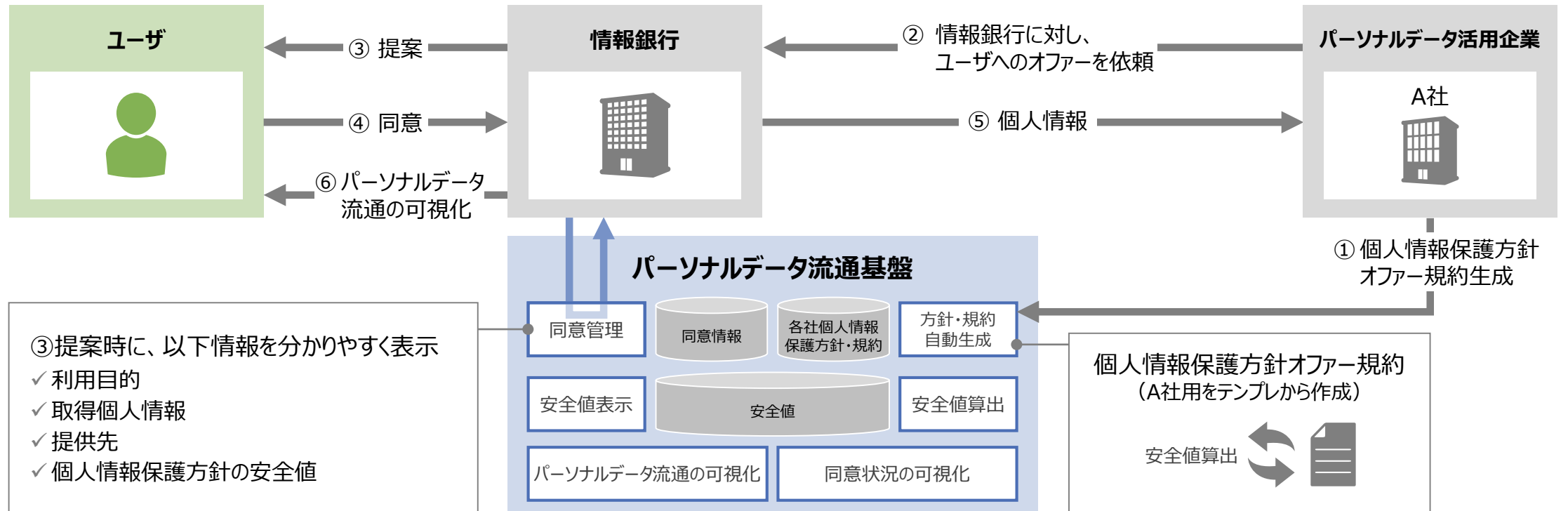
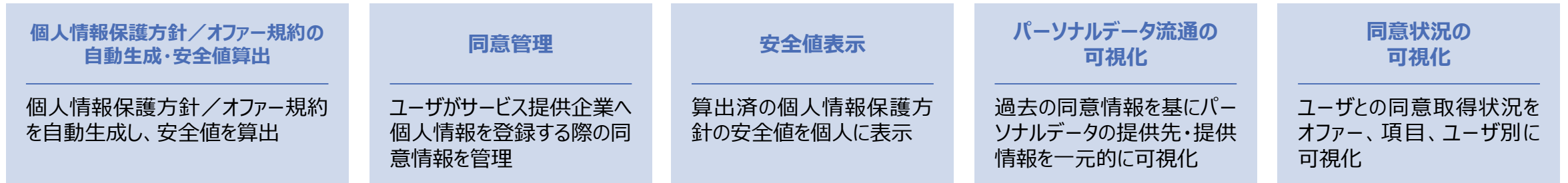
連携サービスの一覧の確認と解除が可能

企業がやらなければならないこと

# 個人情報保護法の改正により必要となる対応（想定）

No.	対応項目	要因（改正内容）	内容
1	DB統合	利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"><li>利用停止のために、どこに誰のどんなデータがあるのかを把握する必要があるため、グループ内のデータの名寄せ、最新化などが必要になる</li></ul>
2	電子開示サービス	開示のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>APIの提供、安全なネットワークの提供が必要になる</li></ul>
3	DB統合	「仮名化情報」の創設	<ul style="list-style-type: none"><li>DBの統合のタイミングで、仮名化のための処理を追加する可能性</li></ul>
4	DMP再構築	端末識別子等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>3rdパーティ Cookieなどを使用していた場合、使用できなくなる可能性があり、再構築が必要なことがある</li></ul>
5	同意管理	端末識別子等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>自社Cookieも含め、誰からどのように同意をとったのかについて、履歴管理をしておく必要がある</li></ul>

# 具体的な対策 – 同意管理（NTTデータの事例）



# アンケート概要

調査名	パーソナルデータ同意管理POCアンケート調査
調査期間	2020年5月8日～14日
調査対象	一般消費者（10代～60代までの男女）
調査方法	WEBアンケート
有効回収数	423サンプル
設問数	29問

# POC実施目的と検証結果

立場	観点	PoCを実施する目的	検証結果
パーソナルデータ活用事業者	事業者観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ どのような規約、安全値であればユーザは納得して個人情報を提供するかを知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回作成した<b>規約のサマリ表示</b>について、<b>ユーザの支持を確認</b>（約91%が、「便利」と回答）</li> <li>・サマリ表示によって同意内容への確認率向上に寄与する可能性（約94%がサマリ表示を確認）</li> <li>・一般モニターのオファー同意への反応から、<b>安全値が高いことで、同意取得率を高める</b>ことが分かった</li> </ul>
同意管理サービス	システム観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報保護方針、オファー規約の自動生成の実現性確認</li> <li>✓ 安全値評価基準を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約自動生成機能、及び安全値算出機能を提供し、<b>企業の利用ニーズを確認</b></li> <li>・自動生成された規約は、<b>参加企業3社ともに概ね納得がいく内容だったと回答</b></li> <li>・減点箇所の明確化など課題はあるものの、<b>参加企業3社ともに算出された安全値については概ね納得がいく内容だったと回答</b></li> </ul>
	ユーザ観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パーソナルデータ提供時の安全値への反応を確認する</li> <li>✓ パーソナルデータ流通の可視化に対するニーズを確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全値について、<b>約86%が判断材料として「役立つ」と回答</b></li> <li>・可視化機能について、<b>約87%が「利用したい」と回答</b></li> </ul>

# 安全値について

これまで、規約内容を十分に理解しないままに同意をしているという状況の背景には、個人が様々な規約に対して同意するべきかどうかの指標を持ち合わせておらず、判断ができないという状況があった。

目指す世界観の実現に向け、個人が規約に同意するかどうかの判断指標として、「安全値」という値の提供を検討。

## 安全値とは

安全値とは、パーソナルデータの取り扱い方針の明瞭性や、扱うパーソナルデータの種類・共有範囲などの観点で、パーソナルデータの取り扱いに関する安全度合いを表す値です。

値が高ければ高いほど、記載に曖昧性がなく、取得項目や提供先が限定されており、安全性が高いことを表しています。

反対に、値が低い場合、パーソナルデータの取り扱い方針が不明瞭であったり、取得されるパーソナルデータの種類が多い、または、共有される範囲広く、リスクがあることを表しています。

## 安全値

81～100点

61～80点

0～60点

## 評価

高

中

低

個人情報の取り扱い方針が明瞭であり、取得個人情報や提供先も限られており、安全性が高い

取得個人情報や提供先が比較的多く、注意をして規約を確認する必要がある

個人情報取扱い方針が最低限の記載であり、取得項目や提供先企業が多く、安全性が低い



# 安全値算出のイメージ


規約作成画面より表示された質問に回答することで、規約文が自動生成されると同時に、回答に応じて規約の安全値が算出される。安全値は、パーソナルデータの取り扱い方針の明瞭性や、扱うパーソナルデータの種類・共有範囲などの観点で点数化され、算出される。

## 規約作成画面

### 画面イメージ

質問1 : 「第三者への再提供」があるかどうかを選択してください。

ある     ない



質問2 : 取得する個人情報に、要配慮個人情報、または、機微情報を含みますか？

...

### 質問回答

安全値85点！



- ✓ 規約文を自動生成
- ✓ 回答に応じて、安全値を算出
- ✓ 規約文のサマリ表示を自動生成

## 規約自動生成・安全値算出機能

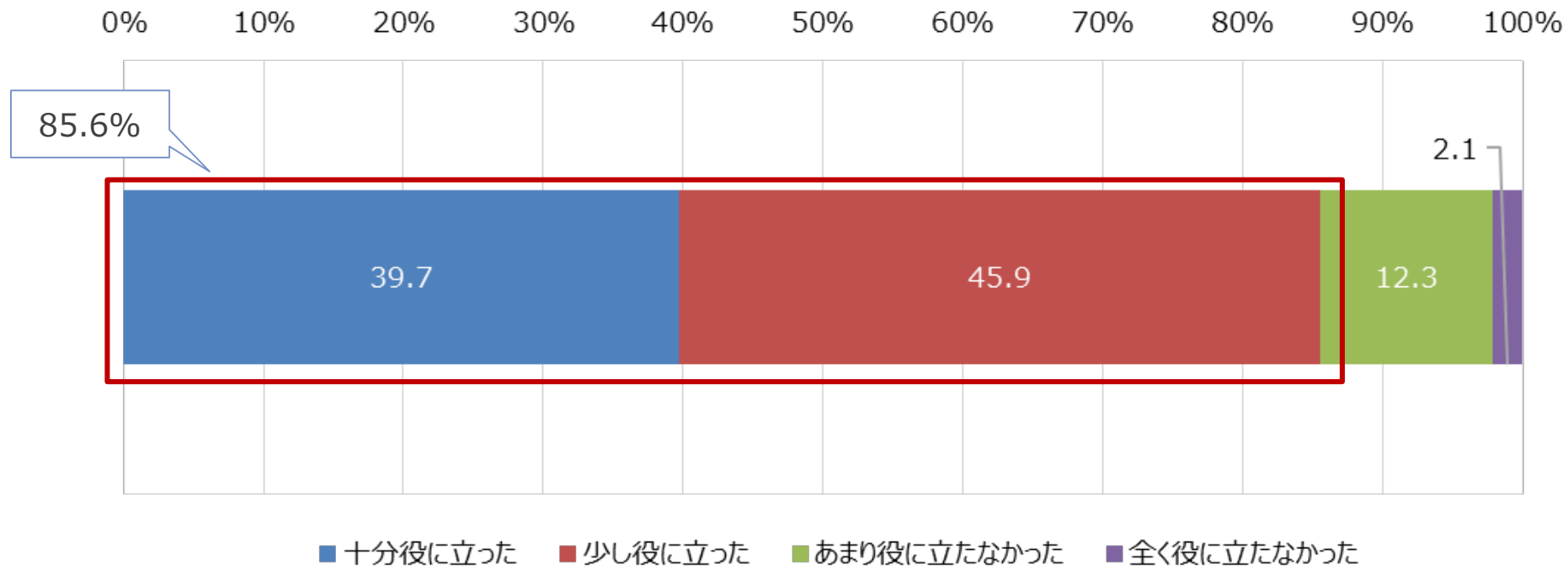
### 安全値算出イメージ

質問	回答	点数 (仮)
1	ある	0点
	ない	5点
2	含む	0点
	含まない	5点

## 参考：安全値の役立ち度の確認

約86%が、安全値が判断材料として役立つと回答した。

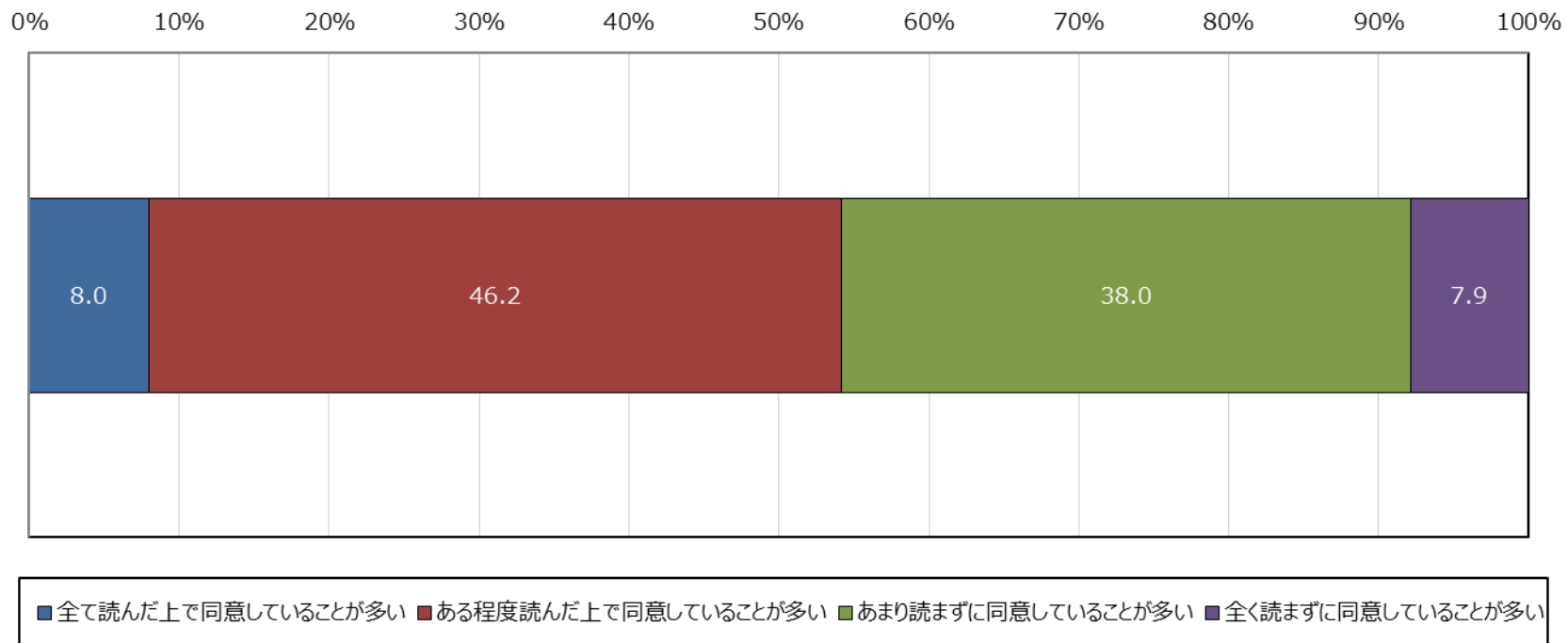
- Q6. 企業のオファーに対して情報提供の同意を行った際に、「安全値」は、同意をするための判断材料として役に立ちましたか。当てはまるものを1つ、お答えください。



## 参考：NTTデータ経営研究所の調査結果より

個人情報取扱に関する規約を全て読んだ上で同意している割合は、8%にとどまる。

- Q27.サービス利用前に提示される個人情報取扱に関する規約について、同意する際に、どの程度読んでいますか。



# オファー情報確認 (サマリ情報画面)

## ③オファー一覧を確認

パーソナルデータ同意管理PoC

オファー一覧

No.	オファー日時	オファー元企業名	オファー名	オファー概要	安全値
1	2020/03/16 18:00	株式会社A社	今ご契約の保険料金をお得意！食事メニューのご提案	ご提案したメニューを実際に食べていただくことで、今ご契約いただいている保険契約の月々の保険料金がどんどんお得意に！	95点
2	2020/03/16 18:04	株式会社A社	今ご契約の保険料金をお得意！食事メニューのご提案	ご提案したメニューを実際に食べていただくことで、今ご契約いただいている保険契約の月々の保険料金がどんどんお得意に！	58点
3	2020/03/16 18:14	株式会社A社	今、このときだけ保険に入っておきたい！1時間単位の保険商品をご提案	今、このときだけ保険に入っておきたい！を実現。本オファーに同意いただくと、最適なタイミングであなたに必要な保険を提案します。その場で、最短1時間単位で保険加入が可能に。	90点
4	2020/03/16 18:13	株式会社A社	今、このときだけ保険に入っておきたい！1時間単位の保険商品をご提案	今、このときだけ保険に入っておきたい！を実現。本オファーに同意いただくと、最適なタイミングであなたに必要な保険を提案します。その場で、1h単位で保険加入が可能に。	58点
5	2020/03/16 18:35	株式会社A社	ハワイ旅行が当たる！キャンペーン	家計にまつわる情報の提供、及び、アンケートに回答いただいた方の中から、ハワイ旅行を応募者の中から抽選で5名にプレゼント！	88点
6	2020/03/16 18:33	株式会社A社	アイスクリームが当たる！キャンペーン	家計にまつわる情報の提供、及び、アンケートに回答いただいた方の中から、高級アイスクリームを応募者の中から抽選で5名にプレゼント！	88点

メニューに戻る

©2020 NTT DATA Corporation

## ④オファー情報詳細確認

パーソナルデータ同意管理PoC

オファー情報確認

オファー情報

オファー名	今ご契約の保険料金をお得意！食事メニューのご提案	URL	http://xxx.co.jp
オファー元企業	株式会社A社	オファー概要	ご提案したメニューを実際に食べていただくことで、今ご契約いただいている保険契約の月々の保険料金がどんどんお得意に！
オファー詳細	<p>ご提案する健康的な食生活を送っていただくことで、月々の保険料金をお得意に割引していくサービスです。</p> <p>健康診断データ、ウェアラブル端末データ、アレルギー情報、食事のお好みなどの情報のご提供により、本サービスと提携する飲食店、コンビニ・スーパー、ホテルにて、あなたの好み、健康状態に合わせた健康維持に最適なメニューをご提案します。</p> <p>飲食店、コンビニ・スーパー、ホテルでの購買履歴を共有いただくことで割引対象かどうか判定され、月々の保険料金算出に反映されます。</p>	安全値	95点
■個人情報の取得について			
取得個人情報	氏名、生年月日、ご契約いただいている保険契約情報、健康診断データ、アレルギー情報、提携店での購買履歴、食の好みの登録情報、毎日の体重情報	利用目的	・サービス、商品の提供や、それに必要なお客様とのやりとりやお知らせのため
■再提供について			
再提供する個人情報	なし	■共同利用について	
再提供先企業	なし	共同利用する個人情報	なし
再提供先での利用目的	■個人データの再提供 当社では、法令で定める場合を除き、あらかじめお客さまご本人の同意がない限り、個人情報を外部に提供することはありません。	共同利用する者	なし
		共同利用者の利用目的	なし

戻る

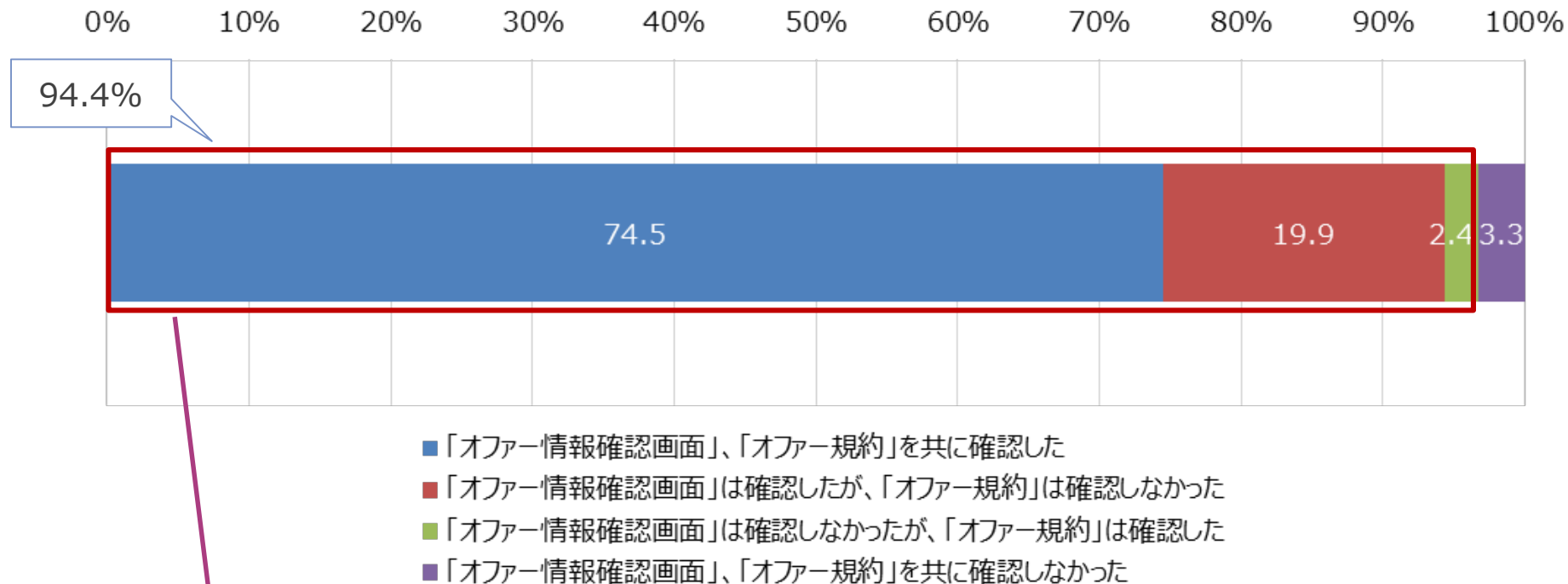
規約同意へ

©2020 NTT DATA Corporation

## 参考：同意時におけるオファー情報確認画面やオファー規約の確認の有無

同意時に、約94%が少なくとも「オファー情報確認画面」を確認していた。  
うち、約20%が「オファー規約文」は確認せず、「オファー情報確認画面」のみを確認。

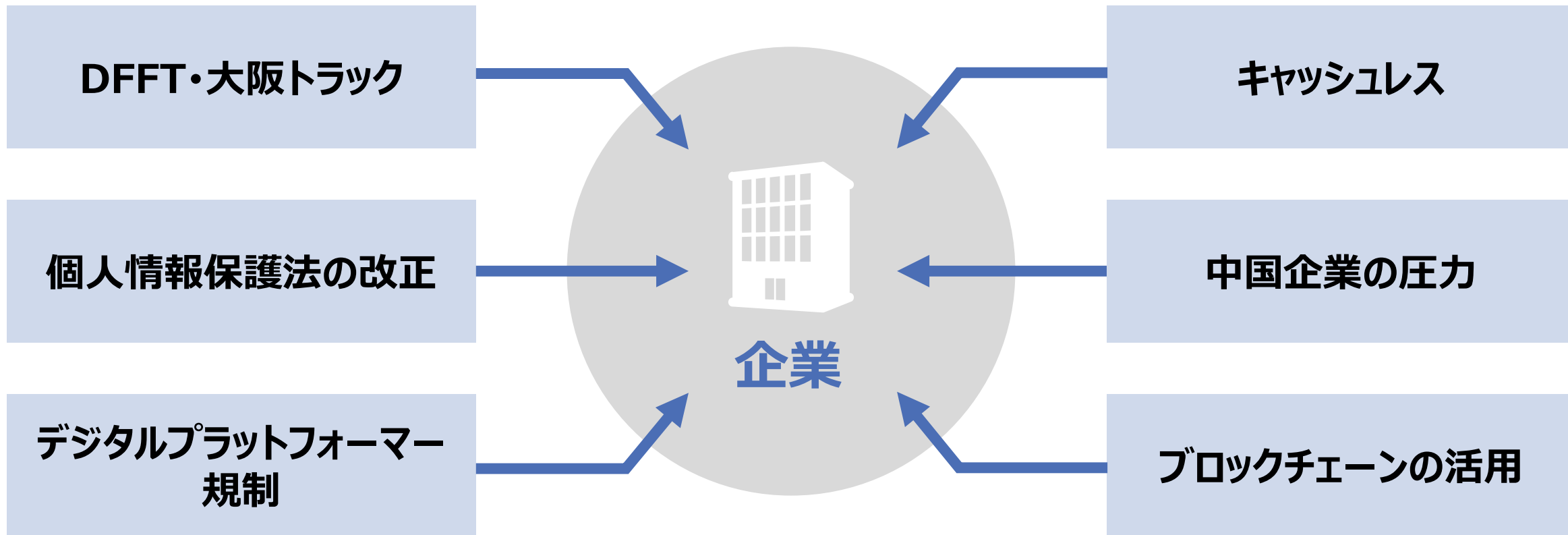
- Q3. 企業からのオファーに対し「同意する」or「同意しない」の判断を行った際に、画面イメージのような「オファー情報確認画面」や「オファー規約」の内容を確認して同意しましたか。当てはまるものを1つ、お答えください。



「オファー情報確認画面」を用意することで、同意内容を事前確認する人が約94%になっていることから、同意内容への確認率、理解率の向上に寄与する可能性があるといえる。

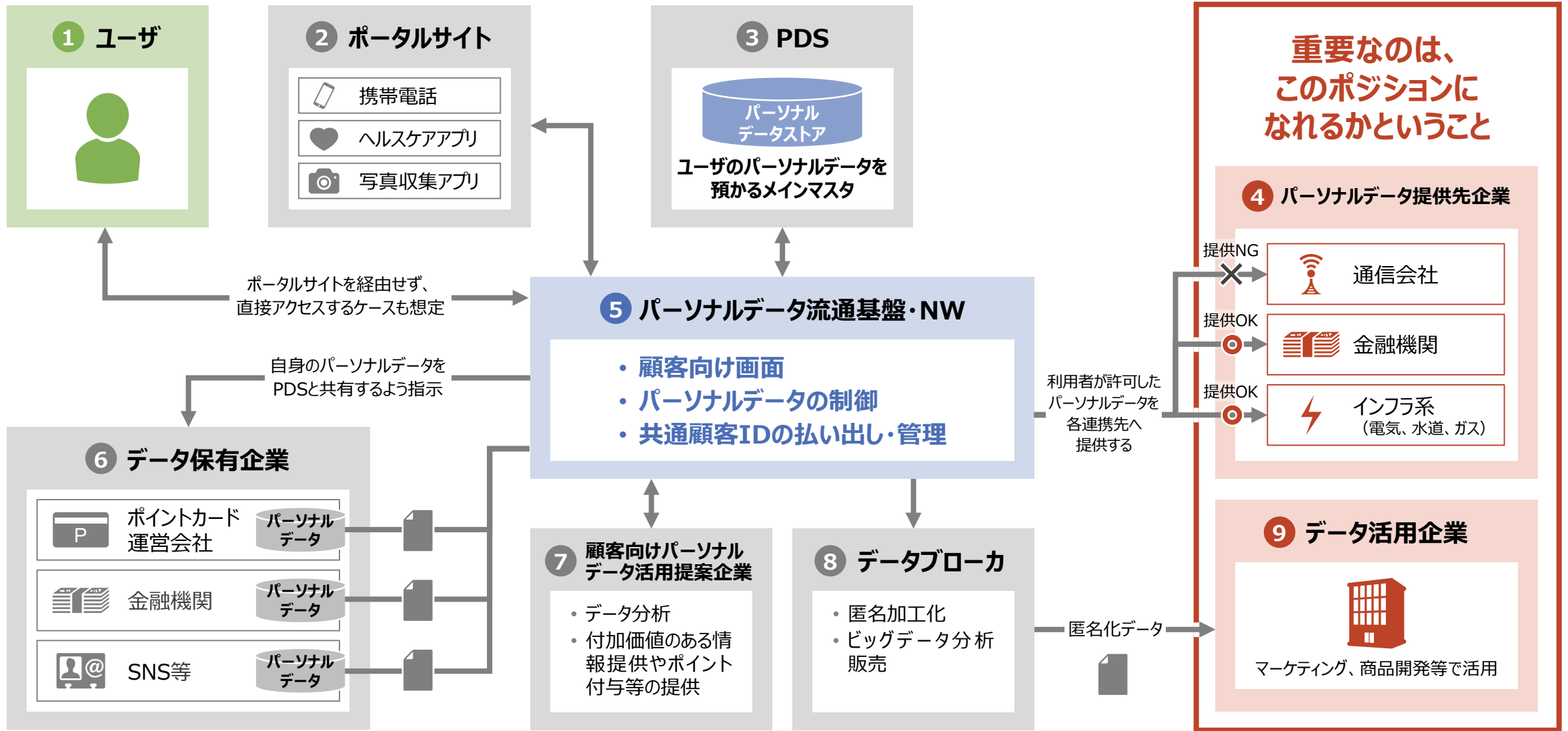
# データの保有から、活用へ

データは保有することに価値があった時代から、活用することに価値がある時代に



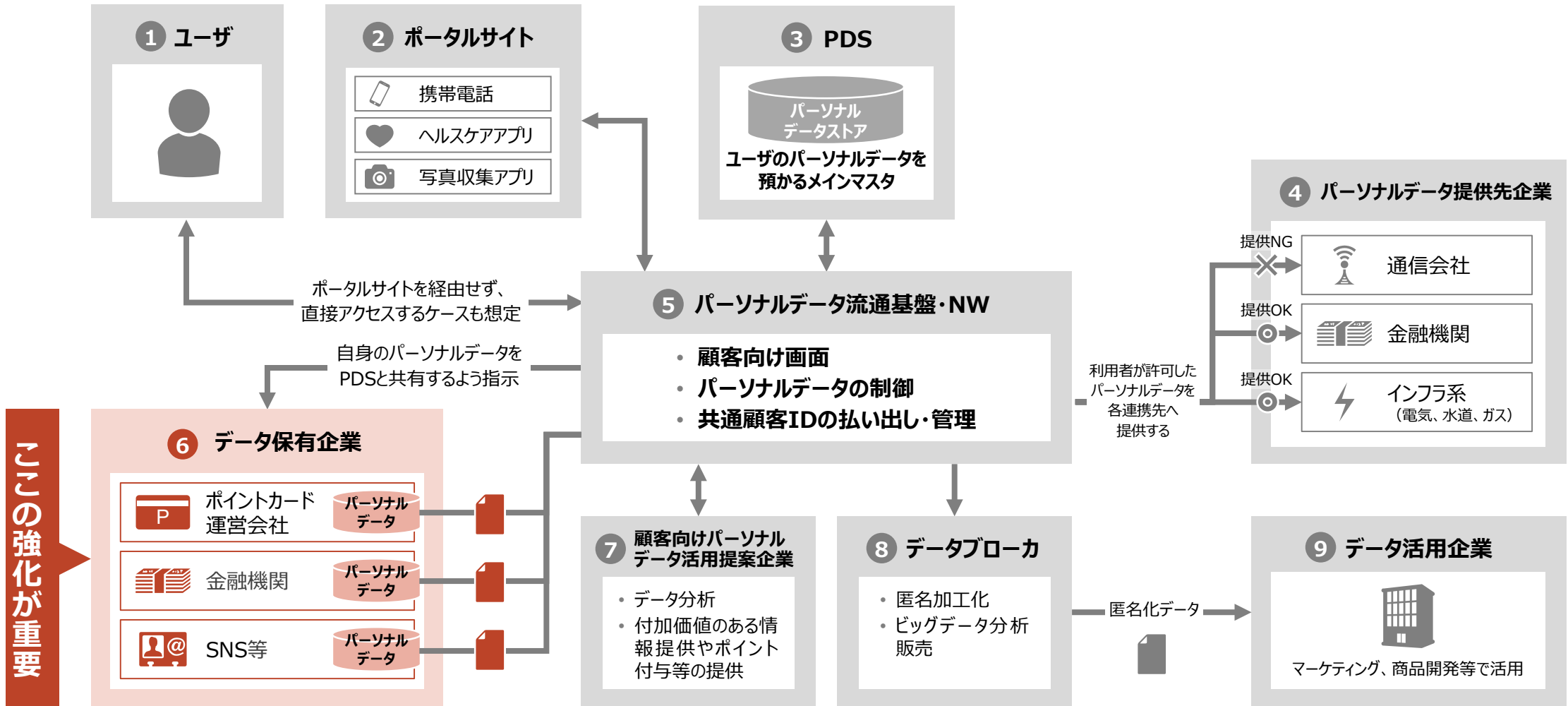
パーソナルデータだけではなく、すべてのデータは、保有から活用へと価値が移転していく

# データ流通／活用シーンに登場するプレイヤー（再掲）



# 中小企業におけるデータ保有の強化

すべての企業に、CRMがあるわけではない。データがなければ、外部データとの分析ができない





# 新型コロナウイルス対策と パーソナルデータ

# 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症対策として コンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方」公表

官民連携した取り組みとして、コンタクトトレーシングアプリの導入の検討が進められていることから、個人情報保護委員会として、個人情報に係る個人の権利利益の確保の要請と感染症対策という公共政策上の利用の要請とのバランスに留意しつつ、これらのアプリを活用するための考え方をとりまとめ、公表（2020年5月1日）

## (1)

これらのアプリは、利用者のPCR検査結果や、当該利用者の行動履歴（他人との接触履歴）といった、扱いを誤れば当該利用者の権利利益を大きく侵害しかねない情報を取り扱うシステムであることから、適切な設計と運用が求められる

（中略）これらのアプリの利用は、個人に十分かつ具体的な内容の情報を伝えた上で、当該個人の任意の判断（同意）により行われるべきである

（中略）アプリに関与する事業者が、国や地方公共団体とも連携し、アプリ運用の透明性の確保や適切な安全管理措置の実施により利用者の信頼を得ていくことが必要不可欠である

## (2)

（中略）アプリに関与する事業者が取得する情報が個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報に当たらないものが多いと考えられるものの、その場合においても当該事業者の保有する他の情報との関係によっては個人情報となる可能性もあることから、アプリごと、事業者ごとに具体的に検証した上で、個人情報保護法など関係法令に則った適切な運用が求められる

## (3)

（中略）次の事項について留意することが重要である。また、アプリ運用の透明性を確保し、利用者の信頼を得るためには、これらの事項を公表することが望ましい

- ① 取得する個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定し、利用者にわかりやすく明示した上で、要配慮個人情報の取得や、個人データの第三者への提供のための本人同意を取得しているか
- ② 利用目的との関係で必要のないデータを取得したり、必要のない第三者に提供したりしていないか
- ③ 取得したデータを利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去することとなっているか
- ④ データの安全管理措置や従業者・委託先の監督は適切に行われているか
- ⑤ 利用者の問い合わせや苦情を受け付ける体制をとっているか

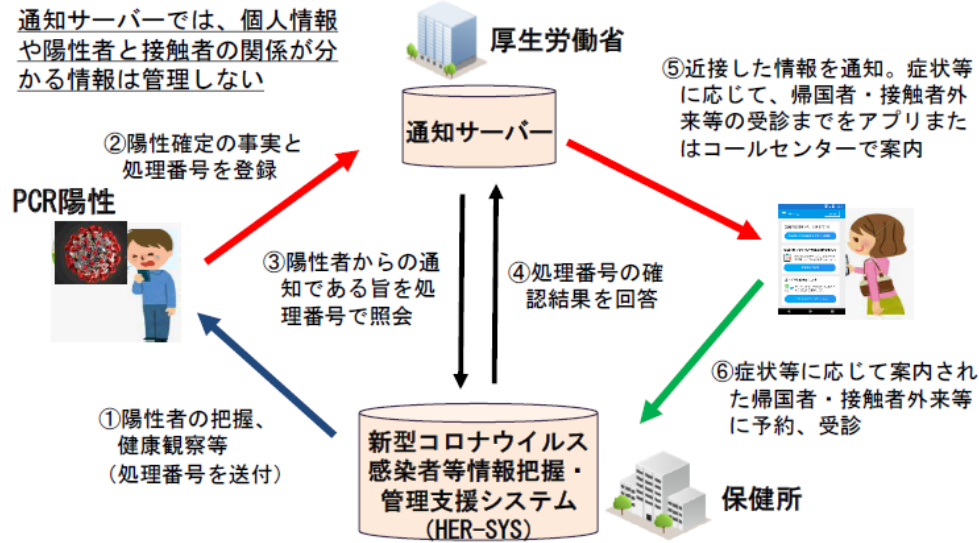
出典 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方」

# 厚生労働省

## 接触確認アプリ概要公表

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認アプリを開発し、2020年6月中旬にリリースを予定している。

陽性者との接触の可能性を通知。症状等に応じて検査の受診などを案内



①の処理番号は、アプリではなく、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから、本人が同システムに登録した携帯電話のSMS又はメールアドレスに送付

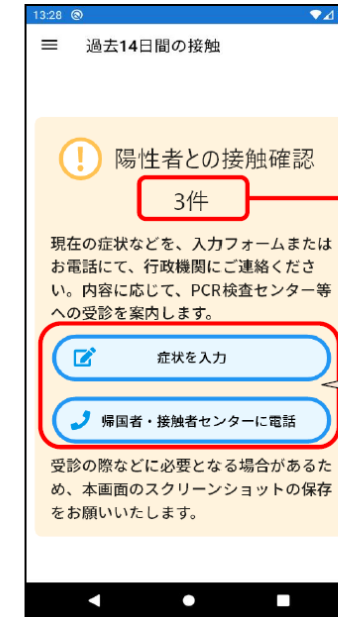
- ・PCR陽性でない方が登録しないよう、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから処理番号を本人に発行し、本人がアプリで入力する。
- ・通知を受けた方には、症状等に応じて、帰国者・接触者外来等の受診までを、アプリまたはコールセンターで案内する。
- ・通知サーバーでは陽性者の暗号化情報のみを保持し、通知後に削除する。陽性者と通知を受けた者との対応関係は、国・自治体では分からない。

「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合



接触が確認された場合



画面イメージ

日付	件数
2020/8/1	1件
2020/8/2	2件

症状等に応じて、帰国者・接触者外来等への受診を案内

※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

出典

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

# MyData Globalの新型コロナ対応

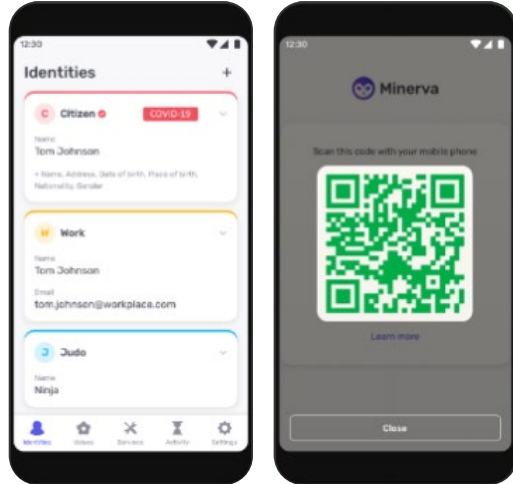
Mapping existing applications (2/4)

身分証明

医療機関による新型コロナウイルスの検査・診断結果の情報をスマートフォン上でQRコード等を用いて表示することによって、自身が新型コロナウイルスに感染していないことを証明できる

## オーストリア、lab10 collective「I am immune」

- SSI（自己主権型アイデンティティ）が紐づいた自身のデジタルウォレット内に、コロナから回復した情報や抗体を持っていることを証明するデジタル証明書を格納する
- 今後、オーストリア政府からの支援獲得を目指すとともに、POCの実施を予定している

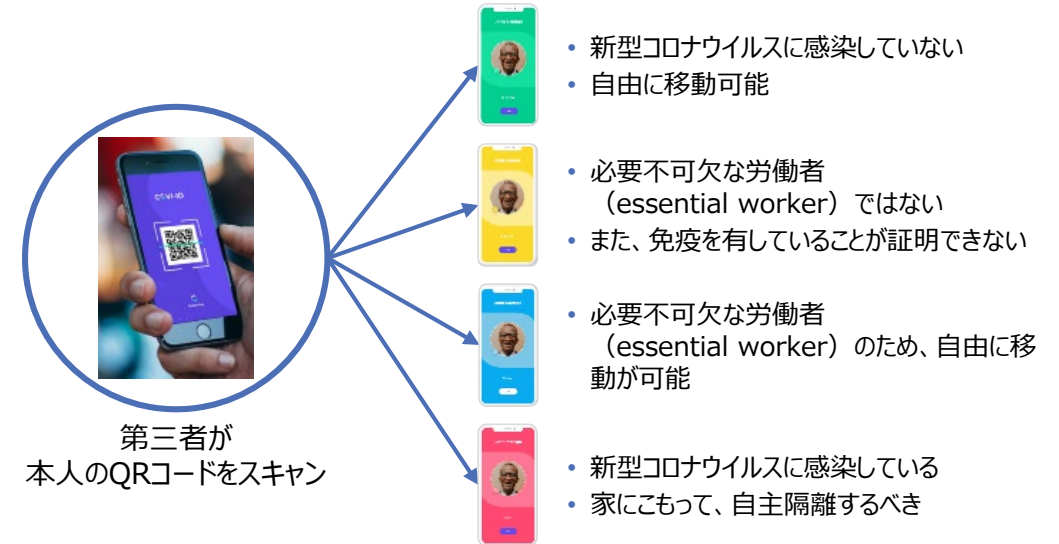


出典

lab10 collective「I am immune」  
[https://i-am-immune.org/dl/Stop-Corona-Spread\\_Demo.pdf](https://i-am-immune.org/dl/Stop-Corona-Spread_Demo.pdf)

## 南アフリカ、ケープタウン大学「CoviID」

- 空港や職場、レストラン等に入場する際に、CoviIDのQRコードを提示し、自身の安全性を証明することができる
- QRコードを読み取ると、以下の4画面のいずれかが表示される



出典

ケープタウン大学「CoviID」  
<https://coviid.me/>

# MyData Globalの新型コロナ対応

Mapping existing applications (3/4)

パーソナルデータ提供

研究開発の支援を目的として、個人が自身のパーソナルデータ（体温や、心拍数等のバイタルデータや声の情報）を研究機関に提供できる

## ドイツ、保健省「Corona Data Donation」

- ドイツ保健省は、ベルリンのスタートアップThryveと共同で、新型コロナウイルスの感染状況等を把握するために、個人からデータを収集するアプリケーションを、4週間で開発した
- ウェアラブルデバイスで収集したバイタルデータ（心拍数や、体温、睡眠時間等）を匿名化の上で収集する。10万人のデータの収集を目標としている

## イスラエル、Vocalis Health「Vocalishealth」

- イスラエルのスタートアップ企業Vocalis Healthは、自身の声の情報を基に、新型コロナウイルスの感染状況や自身の体調に対する分析結果を導く、AIおよびデータベースを開発している
- 10万人のデータを収集することを目標としている。募集期間は、2020年3月～12月としている

アプリインストール

事前説明、同意取得

郵便番号登録

データ提供



1. App herunterladen  
Installieren Sie die Datenspende-App einfach aus dem App Store oder dem Google Play Store auf Ihrem Smartphone.



2. Daten freigeben  
Stimmen Sie der Datenschutzerklärung zu. In dieser wird erklärt, welche Daten genau gespeichert werden.



3. Postleitzahl eingeben  
Um die geografische Ausbreitung zu verstehen, benötigen wir einmalig Ihre Postleitzahl.



4. Fitnessarmband o. Smartwatch verbinden  
Die Datenspende-App unterstützt Geräte von Fitbit, Garmin, Polar, und Withings/Nokia sowie alle über Google Fit und Apple Health verbundenen Geräte.

音声登録

AI分析

分析結果表示



VOICE INPUT  
Vocalis API via any device



VOCAL BIOMARKERS  
Vocalis cloud AI analytics



DASHBOARD  
Alert of deterioration in patient's condition or risk of an acute event

出典

「Corona Data Donation」  
<https://corona-datenspende.de/>

出典

Vocalis health 「Vocalishealth」  
<https://www.voicecome.org/covid19/faq/index.html>

# MyData Globalの新型コロナ対応

Mapping existing applications (4/4)

診断・症状観察

自身の咳や発熱等の症状を登録することによって、新型コロナウイルスの簡易的な判定結果や医師による遠隔での診断結果を受け取ることができる

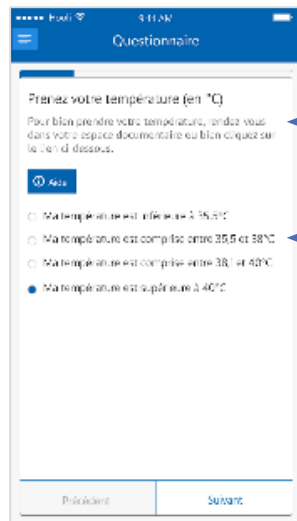
## フランス、パリ大学病院「Covidom」

- 自宅にいる新型コロナウイルスの罹患患者は、自身の日々の症状（呼吸の苦しさを、心拍数、体温等）を登録し、症状の変化があった場合、提携病院から入院の必要性に関する通知を受け取ることができる
- また、医学生等の医療従事者のボランティアと電話で相談することもできる



文書の確認

質問への回答



自身の体の状態に関する質問

体温を選択

## スイス、スイス連邦工科大学「Coughvid」

- Coughvidアプリに咳の音声を記録するだけで、診断結果が表示される
- 将来的に、通常の診察と比較し、70%程度の精度に達することを目標としている

# COUGHVID

Send us a recording of a cough sound and help research on COVID-19

Safe coughing instructions

Record

咳の音声の録音

出典

<https://www.npr.org/2020/04/29/847171229/in-paris-a-new-app-is-helping-doctors-monitor-covid-19-patients-remotely>

出典

スイス連邦工科大学「Coughvid」  
<https://coughvid.epfl.ch/instructions/>

# “新しい生活様式”と情報銀行

# 生きるための情報銀行（パーソナルデータ）ということ

私のビジネス

命

企業

のために  
パーソナルデータを使う



私のビジネスのために。パーソナルデータを使う

**データ流通・活用 = 企業の論理**

それだけなのか？

**自らのデータで仕事をするということ**

# 命のために、パーソナルデータを使う

誰かの命のため、私の命のために、パーソナルデータを提供して、貢献する

## ドイツ、保健省「Corona Data Donation」

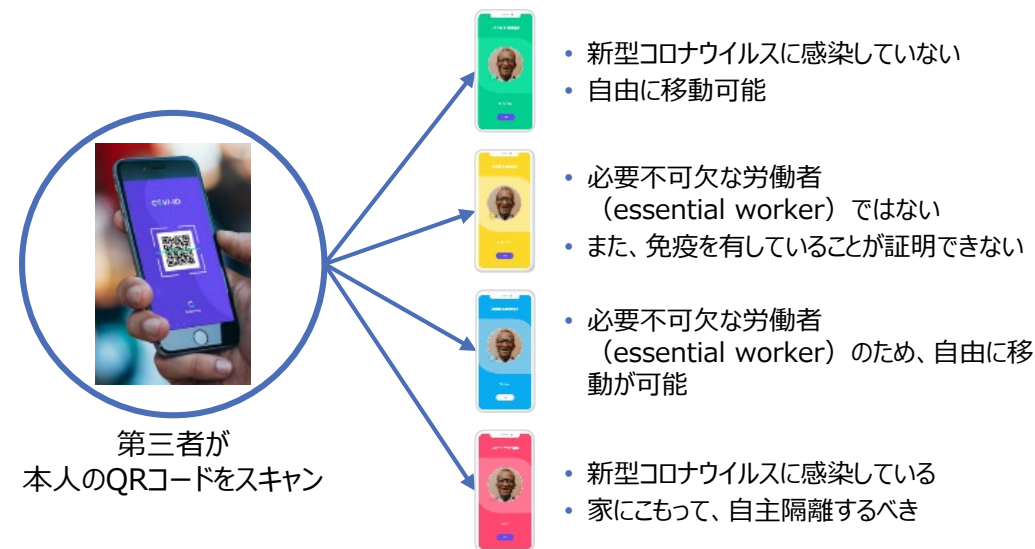
- ドイツ保健省は、ベルリンのスタートアップThryveと共同で、新型コロナウイルスの感染状況等を把握するために、個人からデータを収集するアプリケーションを、4週間で開発した
- ウェアラブルデバイスで収集したバイタルデータ（心拍数や、体温、睡眠時間等）を匿名化の上で収集する。10万人のデータの収集を目標としている



出典 「Corona Data Donation」  
<https://corona-datenspende.de/>

## 南アフリカ、ケープタウン大学「CoviID」

- 空港や職場、レストラン等に入場する際に、CoviIDのQRコードを提示し、自身の安全性を証明することができる
- QRコードを読み取ると、以下の4画面のいずれかが表示される



出典 ケープタウン大学「CoviID」  
<https://coviid.me/>

# 企業のために、パーソナルデータを使う

商品を購入することは、顧客データを提供して、企業を育成すること

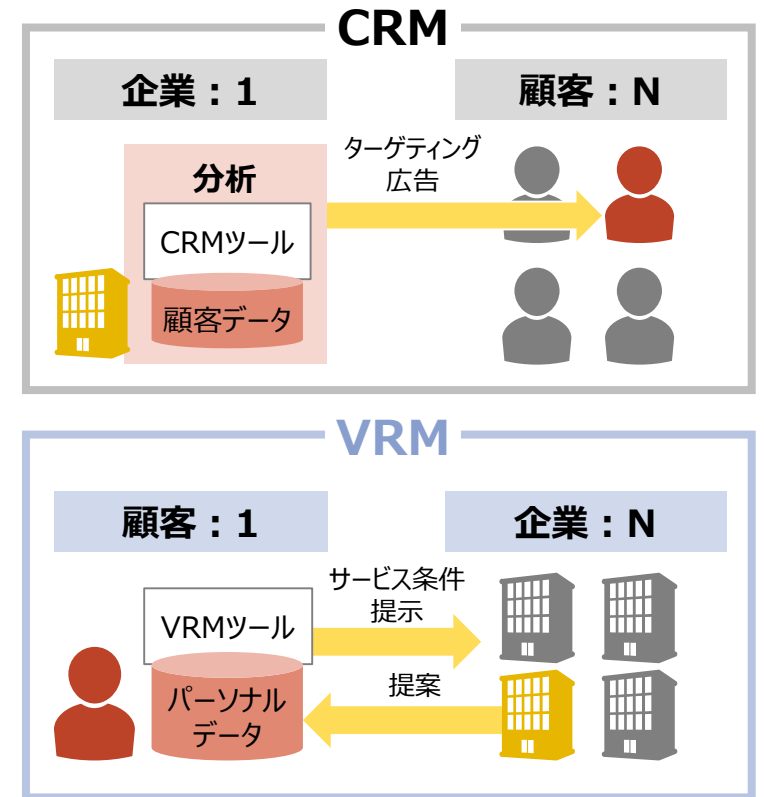


# 参考 : VRM (Vender Relationship Management)

## VRMの目的 (ドク・サールズ著「インテンション・エコノミー」)

インテンション・エコノミーを現実のものとするため、VRMの目的として以下7項目が挙げられる

- 1 個人が組織とのリレーションを管理するためのツールを提供する
- 2 個人を自身データ収集の中心とする
- 3 個人にデータを選択的にシェアできる権限を与える
- 4 個人に自分のデータを他人がいつまでに使うかをコントロールできる権限を与える
- 5 個人にサービス条件を自分のやり方で決定できる能力を与える
- 6 個人にオープンな市場で需要を主張する手段を提供する
- 7 リレーション管理ツールをオープンな標準、オープンなAPI、オープンなコードに基づいたものにする



# MesInfos Japan

# フランスでの実証実験 MesInfos



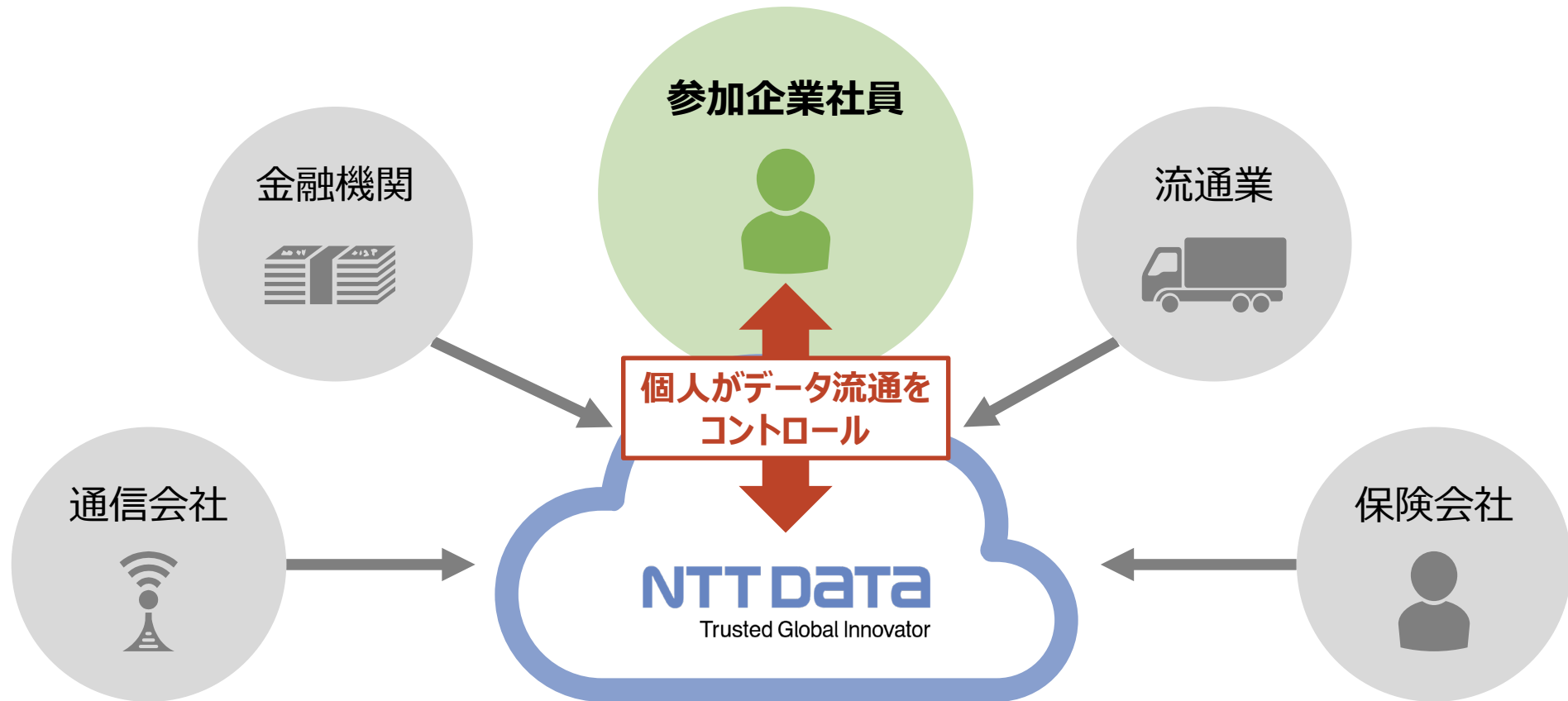
Fingの実証実験では、MAIF（損保会社）が支援するCozy社のパーソナルクラウドに、参加する各社が顧客の同意のもと、顧客データを提供する。このデータを、参加企業が独自に活用する環境も提供する

## MesInfos pilot: the individual at the center, in control of his data



# MesInfos Japan

来るべき“データ自治”の時代に備えて、企業はどのような準備が必要なのかを検討する  
また、どのようなパーソナルデータ活用のサービスが考えられるかを検討する



個人の許諾の下、顧客データを提供

# まとめ



情報銀行時代に企業は、

「データの保有による競争」ではなく、

「データの活用による共創」を行うべき



※ 記載されている会社名、商品名、又はサービス名は、各社の商標又は登録商標です

株式会社NTTデータ  
金融事業推進部  
デジタル戦略推進部 部長

花谷 昌弘

**Mail to**

Masahiro.Hanatani@nttdata.com

**LinkedIn**

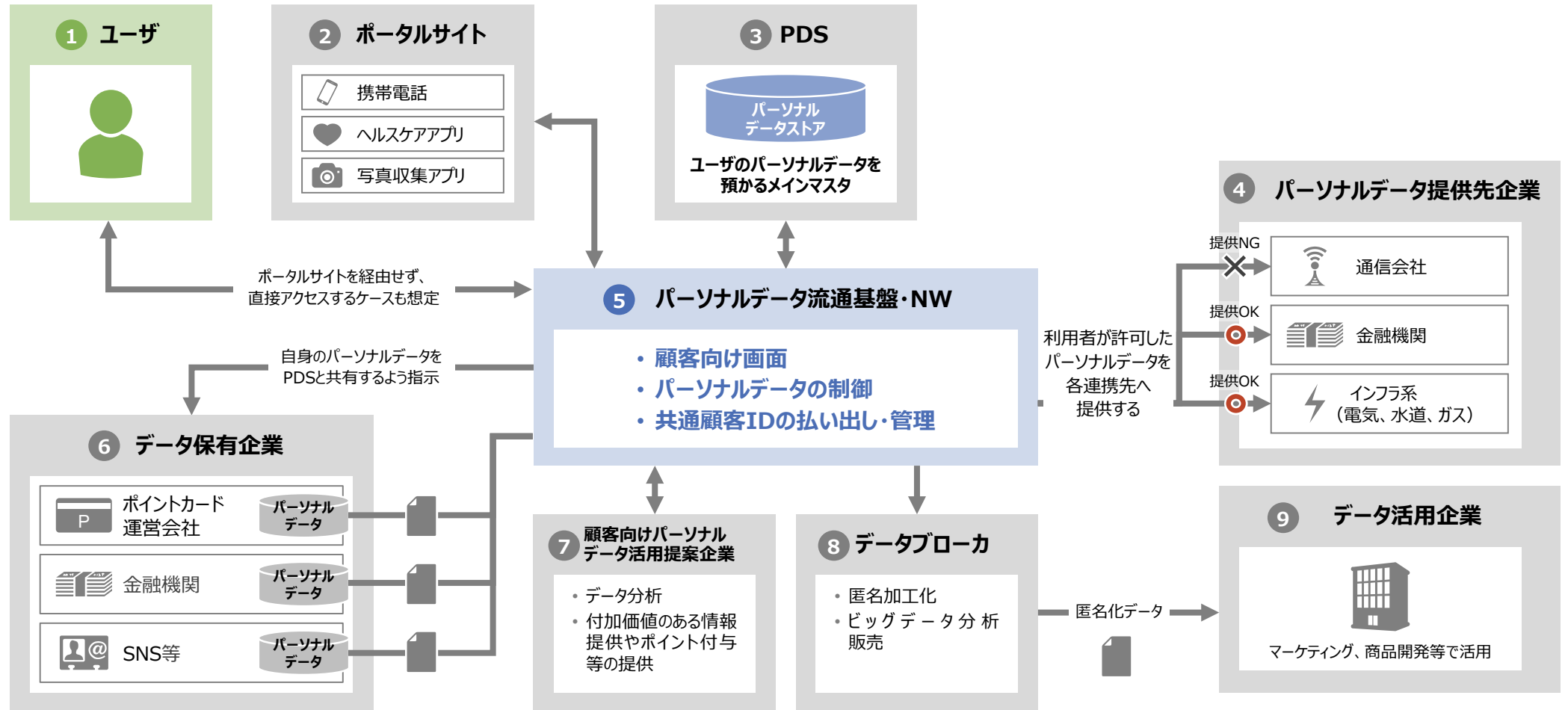
linkedin.com/in/hana2000

## 第二部

NTTデータが取り組むパーソナルデータ流通基盤の  
今後のサービス展開について

# NTTデータの「My Information Tracer™」

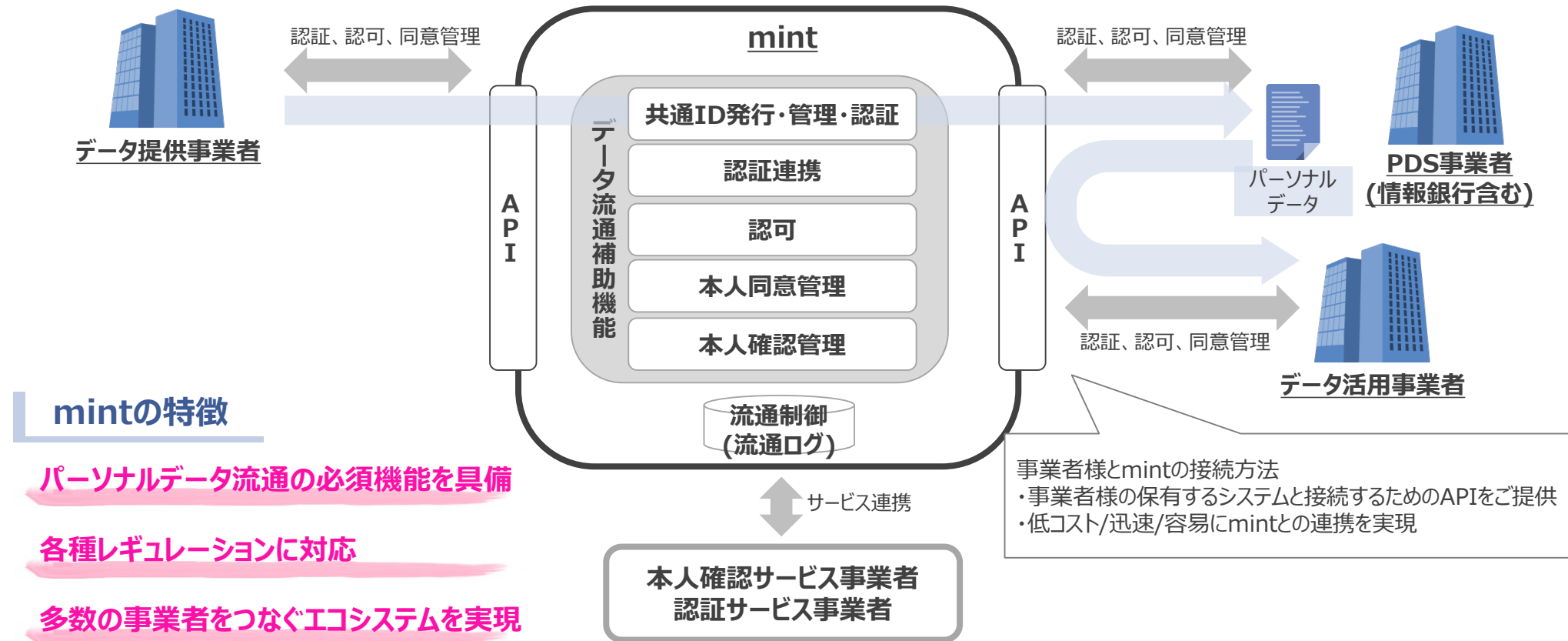
## データ流通／活用シーンに登場するプレイヤー（再掲）



⑤ パーソナルデータ流通基盤・NWとして必要な機能をまとめて提供いたします。

# NTTデータの「My Information Tracer™」(以下、mint)

mintは、2020年10月に商用リリース予定のパーソナルデータを流通させるためのプラットフォームです。事業者の皆様の間でハブとなり、共通IDによる統一的な認証機能等、パーソナルデータ流通に必要な基本機能を提供することで事業者を跨るパーソナルデータの連携を円滑にし、パーソナルデータ流通ビジネスを促進いたします。



# サービス機能一覧

パーソナルデータを安心・安全に流通させる機能群を具備し、事業者様との接続に必要なAPIをご提供致します。

項目	概要
共通ID発行・管理・認証機能	共通IDによるアクセス制御や認証サービスを使った多要素認証で、各種レギュレーションへ対応
認証連携機能	シングルサインオン(SSO)により個を特定し、事業者間の情報連携を実現
本人同意管理機能	同意画面APIにより本人同意の履歴を管理し、レギュレーションへ対応 ※ リリース時から基本的な同意管理の機能を備えており、将来的にはPOCで検証した高度な同意管理の仕組みにも対応予定。
本人確認管理機能	本人確認サービスと連携し、本人確認プロセスの制御・管理を実施
認可機能	認証済のユーザに対し特定のリソースへのアクセス権限を認可することで、セキュアな情報連携を実現
流通制御機能	IF実行履歴のログ化で、トレーサビリティを高める。 また、APIを通じクライアントに対し流通履歴を提供する。



# NTT DATA

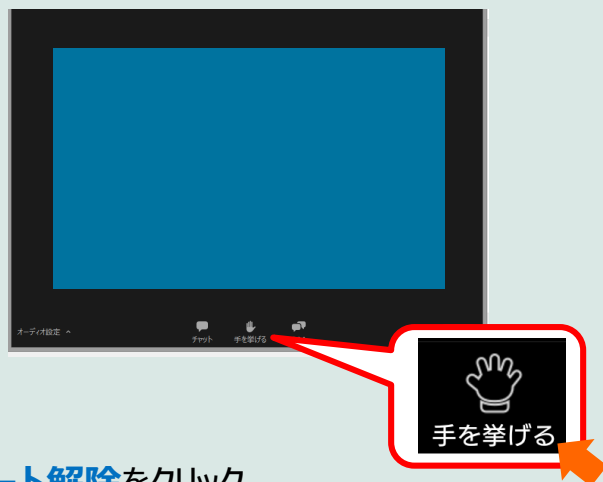
Trusted Global Innovator

# 質疑応答について

## 質疑応答はマイクをオンになったことを確認後お話しいただきます

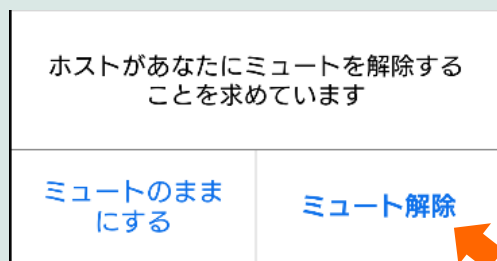
### ①「手を挙げる」アイコンをクリック

順番にお名前をお呼びします。  
お名前を呼ばれましたら、対話の準備のために一瞬ウィンドウが消えますが、自動的に再表示されますので、しばらくお待ちください。




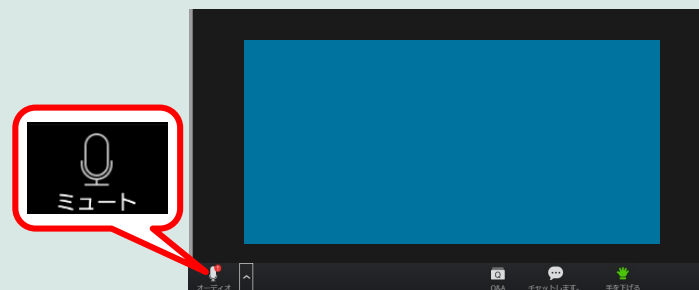
### ②ミュート解除をクリック

主催者がミュートの解除を依頼します。



### ③主催者がマイクの有効を確認できましたらお声がけします。

マイクアイコンが  になっている事を確認し、お話しください。



**音声接続に不具合ある場合は、順番を変更させていただきます。  
後ほど再度挙手いただくか、個別にご質問ください。**

**当日やむを得ず電話音声でご参加の場合は、「\*」「9」で挙手できます。  
順番がきたらお呼びしますので、会社名とお名前の後にご質問してください。**



## ZOOMによる視聴ができない場合

説明会中に映像が見えない等の不具合が発生した場合以下の手順でご対応ください

①以下のページより、講演資料をダウンロードください。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/seminar/2020/070700/>

②以下の番号にお電話いただき、アクセスコード等を入力ください。

お手元の資料をご覧ください、登壇者の説明をお聞きください。

・03-5050-1391 or 03-6634-4973 へ電話 ※通話料金が発生します。

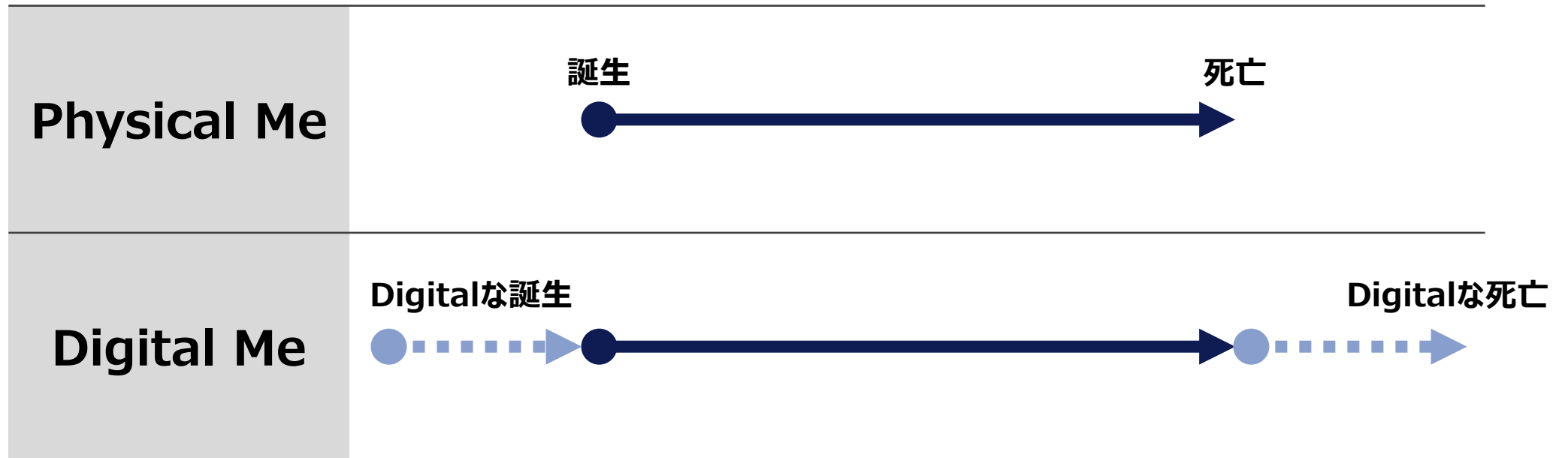
・ミーティング番号 (アクセスコード): 166 084 1744

・参加者コード：不要

③司会よりアナウンスがありましたら、質問がある方は案内に従いご質問ください。

# Physical MeとDigital Me

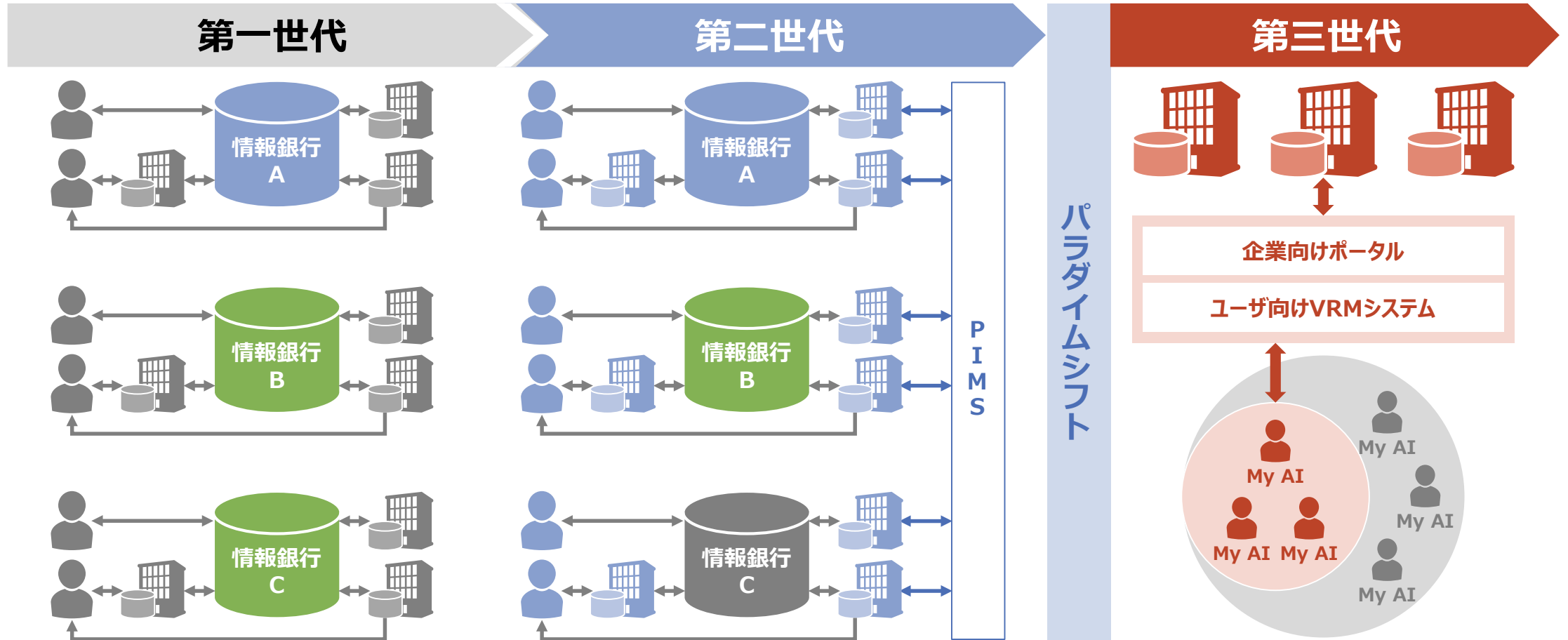
ヒトは、生物学的な「生」を受ける前に、すでにデータとしては存在している。そして、その生物学的な「生」を全うしたあとも、**データとしては存在を続ける**ことになる



# My AIの登場

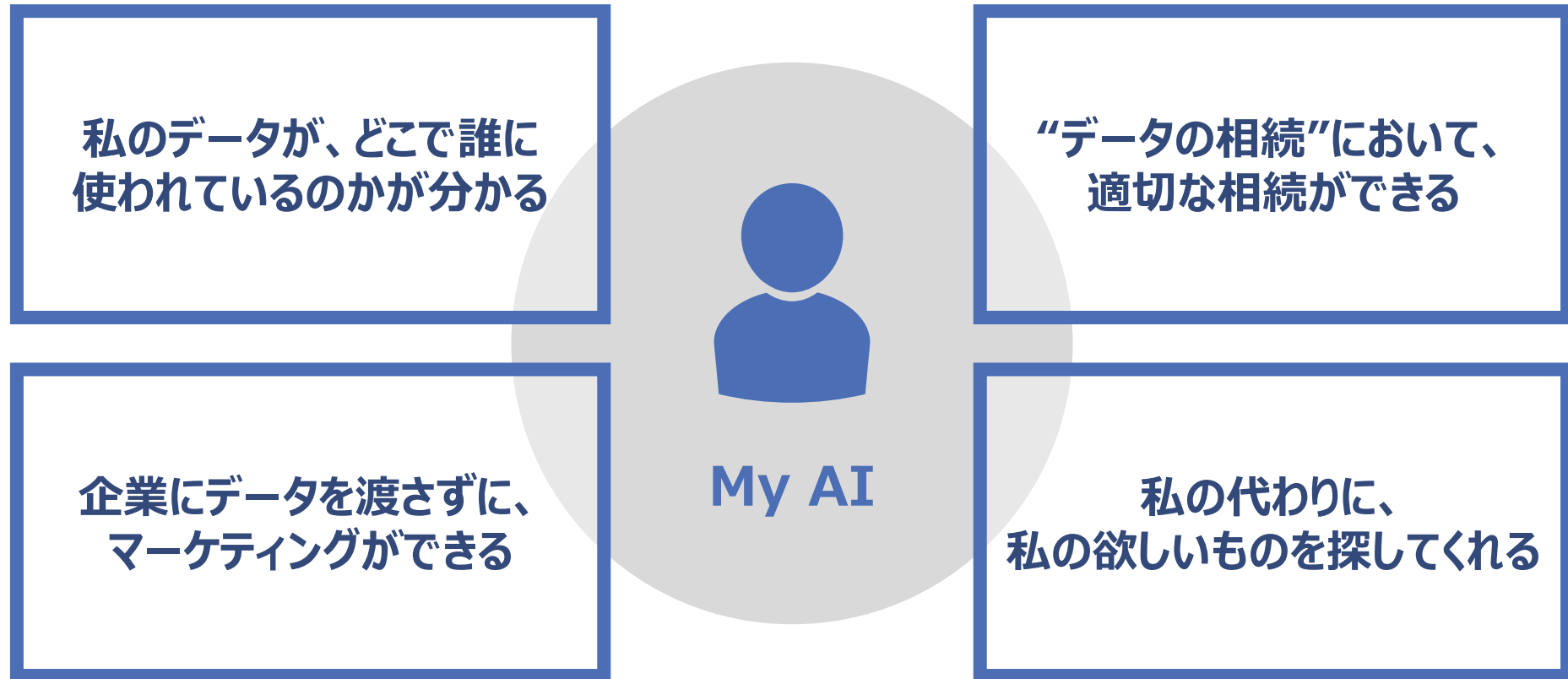
パーソナルデータ流通の最終形として、“My AI”がある。

情報銀行などに集められ管理されたデータを元に、“Digital Me”を作るという考え方である



# My AIの機能

My AIは、情報銀行の最終形であるとともに、**データ自治**の最終形でもある



# 検証シナリオ STEP①【企業】オファー及びオファーに紐づく規約を作成する

## ③オファー情報入力

### パーソナルデータ同意管理PoC

#### オファー入力

オファー情報

オファー名\*

URL\*

オファー提供元企業\*

オファー概要\*

オファー詳細

オファー対象

年齢  ~  歳

性別  男性  女性

職業  会社員  自営業  学生  主婦  その他

[← メニューへ戻る](#) [→ オファー規約生成へ](#)

©2020 NTT DATA Corporation

## ④規約作成の質問に回答

### パーソナルデータ同意管理PoC

#### オファー規約生成と安全値計算のための質問

オファー規約を作成するにあたり、以下の質問に答えてください。  
選択した回答によってオファー規約の生成や安全値の計算が行われます。  
答え終わったら「次へ」をクリックして下さい。

質問1.  
個人データの利用目的について、「第三者への再提供」を除き、すべてを記入してください。

質問2.  
「第三者への再提供」があるかどうかを選択してください。

「第三者への再提供」がある  「第三者への再提供」は無い

質問3.  
取得する個人情報に、要配慮個人情報、または、機微情報（センシティブ情報）を含みますか？

・要配慮情報とは：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（例）障害に関する情報、健康診断の結果等

・機微情報（センシティブ情報）とは：要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本1. 国の機関、地方公共団体、法律第76号第1項各号並びに施行規則第6

# 検証シナリオ STEP①【企業】オファー及びオファーに紐づく規約を作成する

## ⑤生成された規約文、安全値の確認

パーソナルデータ同意管理PoC

オファー規約の確認

貴社の安全値（総合点）は、**100**点です。  
個人情報保護方針部分安全値：**50**点  
オファー規約部分安全値：**50**点

生成された規約は以下の通りです。  
問題なければ「登録する」をクリックしてください。  
質問からやり直したい場合は「戻る」をクリックしてください。

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社A社（以下、「当社」といいます。）が提供するオファー（以下、「本オファー」といいます。）に関して、お客さまに同意していただく必要がある事柄を記載しています。お客さまには、本規約に従って、本オファーにご参加いただきます。

【オファー規約】  
当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守いたします。また、当社はお客さまの個人情報を適正に取得いたします。

← 戻る      → 登録する

©2020 NTT DATA Corporation

## ⑥オファー、規約の登録

パーソナルデータ同意管理PoC

オファー及び規約の登録

オファー及び規約を登録しました

→ メニューへ

©2020 NTT DATA Corporation

